政令第三百六十一号

平成二十六年十月十三日及び同月十四日の暴風雨による兵庫県洲本市及び淡路市の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成二十六年十月十三日及び同月十四日の暴風雨による災害で、兵庫県洲本市及び淡路市の区域に係るもの	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

備考　上欄の暴風雨とは、平成二十六年台風第十九号によるものをいう。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　西川　公也

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百六十二号

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十六号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十七年九月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百六十三号

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十六号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第十八条及び金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の八の六第一項第二号中「有価証券等清算取次ぎを除く」の下に「。以下この号において同じ」を、「該当するもの」の下に「並びに特定店頭デリバティブ取引（法第四十条の七第一項に規定する特定店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）並びにその媒介、取次ぎ及び代理（特定店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う者がその店頭デリバティブ取引等（法第二条第八項第四号に規定する店頭デリバティブ取引等をいう。以下同じ。）の業務の用に供する電子情報処理組織を使用して行うものに限る。）」を加える。

第一条の九中「第五十八条」の下に「、第六十条の十四第一項」を加える。

第十五条の七第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　その店頭デリバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組織を使用して特定店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行おうとする場合（前二号に掲げる場合を除く。）　三億円

第十五条の七第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改める。

第十七条の三中「特定投資家向け有価証券について、」を「特定投資家向け有価証券について」に改め、「定める場合を除く。）」の下に「及び当該外国証券業者がその店頭デリバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組織を使用して特定店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行う場合」を加える。

第十七条の五中「第六十条の二第二項」の下に「（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十七条の八第二項第一号中「取締役会設置会社と同種類の法人である」を削る。

第十七条の十第一項中「第六十条の六」の下に「（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項ただし書中「取引所取引許可業者」の下に「又は電子店頭デリバティブ取引等許可業者」を加え、同条第二項及び第三項中「第六十条の六」の下に「（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項ただし書中「取引所取引許可業者」の下に「又は電子店頭デリバティブ取引等許可業者」を加える。

（電子店頭デリバティブ取引等業務を行うことができる場合）

第十七条の十の二　法第六十条の十四第一項に規定する政令で定める場合は、第一条の八の六第一項第二号イ又はロに掲げる者（有価証券関連業を行う者を除く。）を相手方とする場合とする。

（電子店頭デリバティブ取引等業務等に関する読替え）

第十七条の十の三　法第六十条の十四第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十条第二項	前項	第六十条の十四第一項
第六十条の二第一項	前条第一項	第六十条の十四第一項
	取引所取引店	電子店頭デリバティブ取引等店
第六十条の二第三項第一号	次条第一項第一号イからチまで	次条第一項第一号イからハまで、ホからチまで
第六十条の二第三項第二号	取引所取引店	電子店頭デリバティブ取引等店